

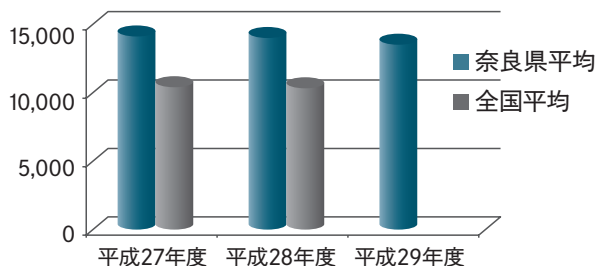
資金交付を受け 短期給付事業を 運営しています！

医療費の節約にご理解とご協力を

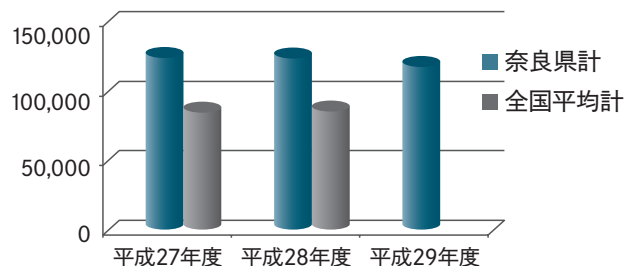
短期給付事業（医療費等）の財政は、皆さん（組合員）と勤務先（各市町村役場や一部事務組合等）に半分ずつ負担いただく、掛金と負担金で成り立っています。

組合員証等を使って医療機関等を受診した場合、医療費の2～3割を窓口で支払い、残りの7～8割を共済組合が医療機関等に支払う仕組みになっていますので、医療費の支出が増えるほど、皆さんの掛金等が上昇することになります。

本人（組合員）1件あたりの金額



本人（組合員）1人あたりの金額



※ 左のグラフは、入院・外来・歯科の医療費額を、組合員1件あたりの金額とし、過去3年間で示したものです。
 ※ 右のグラフは、入院・外来・歯科の医療費額を、組合員1人あたりの金額とし、過去3年間で示したものです。
 ※ 平成29年度の全国平均が示されていないため、「奈良県」のみを表示しています。

上記のとおり、奈良県は、全国平均より、医療費支出額等が高い水準にあります。

『共済ニュースすこやか4月号』でもお知らせしましたが、医療費等の支出が多く財政状況が極めて厳しいことから、平成30年度は、“資金交付”を受けて、短期財政を運営する「財政調整組合」となりました。

財政調整組合となり、資金交付を受けるため、皆さんの掛金は、対前年度よりは“下がる”こととなりますが、この交付資金は皆さんの掛金等から賄われるものであるため、今後、掛金等の“上昇する要因”となります。

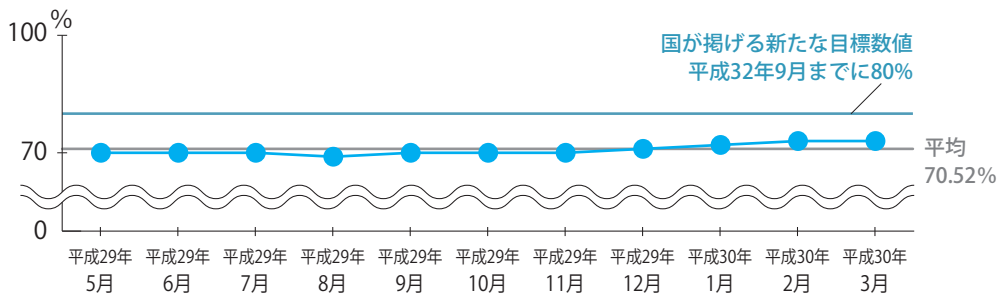
この窮迫した短期財政を安定させるため、平成30年度から平成35年度までの間における「第2期データヘルス計画」（7頁参照）を策定し、所属所との連携を図り、取組みを行ってまいりますので、日頃から健康管理に努めるとともに、福祉事業の各種健診等を活用し、早期発見、早期治療による自己管理等に努めていただきますようお願いいたします。

ジェネリック医薬品の活用を！

共済組合では、短期財政の安定化を図るため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進を行っています。

調剤医療費におけるジェネリック医薬品の使用割合は右表のとおりとなり、国が掲げる目標数値である「平成29年度中に70%」を平成29年度平均でも達成しましたが、国が掲げる新たな目標数値である「平成32年9月までに80%」を目指します。

引き続きジェネリック医薬品の積極的な活用をお願いします。



診療年月	使用割合
平成29年4月	69.40%
平成29年5月	69.53%
平成29年6月	70.16%
平成29年7月	69.87%
平成29年8月	68.59%
平成29年9月	70.14%
平成29年10月	69.61%
平成29年11月	70.25%
平成29年12月	70.75%
平成30年1月	72.35%
平成30年2月	73.12%
平成30年3月	72.65%
平均	70.54%
前年度平均	68.17%

ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分、同じ効能・効果があり、安全性においても同等の医薬品です。ジェネリック医薬品は先発医薬品の約2～7割程度の価格となり、皆さんの自己負担額の軽減、また短期（医療）財政の改善につながります。診察の際に、主治医（担当医）にジェネリック医薬品希望の旨の意思表示をし、同医薬品を有効活用しましょう。